

## 小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和5年5月31日(水)午後1時30分～午後2時17分

場所 小田原市役所 3階 全員協議会室

### 2 出席者氏名

1番委員 柳 下 正 祐 (教育長)

2番委員 益 田 麻衣子 (教育長職務代理者)

3番委員 井 上 孝 男

4番委員 菱 木 俊 匡

### 3 説明員等氏名

教 育 部 長 飯 田 義 一

文 化 部 長 菊 地 映 江

教育部副部長 栢 沼 教 勝

文化部副部長 湯 山 直 樹

教育総務課長 岡 田 夏 十

学校施設担当課長 志 村 康 次

保健給食課長 竹 井 尚 久

教育指導課長 中 山 晋

教育相談担当課長 西 村 泰 和

生涯学習課長 田 村 直 美

文化財課長 湯 浅 浩

図 書 館 長 佐 次 安 一

青少年課長 筒 井 孝 博

教育総務課副課長 中津川 博 之

文化財課副課長 長谷川 和 之

(事務局)

教育総務課係長 三 浦 慶太郎

教育総務課主任 漆 崎 亜 結 美

### 4 報告事項

(1) 青少年の体験交流事業等について (青少年課)

(2) 電子図書館と学習用端末等を活用した読書活動の推進について (図書館)

### 5 議事日程

日程第1 議案第21号 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて (生涯学習課)

日程第2 議案第22号 小田原市文化財保護委員会委員の委嘱について (文化財課)

日程第3 議案第23号 小田原市図書館協議会委員の一部任命替えについて (図書館)

日程第4 報告第1号 事務の臨時代理の報告(令和5年度小田原市一般会計補正予算)について (教育部・文化部)

### 6 報告事項

- (3) 新しい学校づくり検討委員会中間報告等について (教育総務課)  
(4) 学校運営協議会委員の任命について (教育総務課)

## 7 議事等の概要

- (1) 教育長開会宣言

○柳下教育長 本日の出席者は4人で定足数に達しております。

- (2) 4月定例会議事録の承認  
(3) 議事録署名委員の決定…2番 益田委員、3番 井上委員に決定

---

○柳下教育長 ここで、本日の日程についてお諮りいたします。

「報告第1号 事務の臨時代理の報告（令和5年度小田原市一般会計補正予算）について」を日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○柳下教育長 御異議もないようですので、ただいまの件を日程に追加することといたします。

それでは、日程に従い、進めてまいります。

- 
- (4) 報告事項(1) 青少年の体験交流事業等について (青少年課)

○青少年課長 それでは、私から御説明いたします。資料1を御覧ください。

はじめに項番の1を御覧ください。指導者養成研修事業でございますが、高校生から成人までを対象に、青少年指導者として活動するために必要な知識を習得する実践研修の機会として、実施しております。今年度は、外部講師を招き、キャンプの基礎編から始まり、秋の登山編まで様々な分野を取り入れた計7回の研修を予定しております。

次に、項番の2を御覧ください。小田原市子ども会連絡協議会が補助事業として実施します青少年交流事業「チャレンジアンドトライ」でございますが、この事業は、各地区子ども会から代表児童を集めていただき、地域の子ども会活動等のリーダーとして活躍する資質を養うことを目的に、各種プログラムを実施するものです。本年度は、川東タウンセンターマロニエを会場に7月8日に実施する予定となっております。

次に、項番の3を御覧ください。地域少年リーダー養成講座きらめきロビンフードでございます。小学5・6年生を対象とした、1泊2日の宿泊体験を通じ、地域少年リーダーに必要な自主性、協調性、積極性等を身に付けることを目的とした事業でございます。地域で活躍する大人や青少年と自然の中で共同生活することで得られる知識や体験等を通して、子どもたちの成長を促していくものです。本年度は足柄ふれあいの村を会場に10月7日、8日に実施する予定としております。

最後に、項番の4を御覧ください。非日常型体験学習事業でございますが、長野県飯田市にある、電気と水道だけが残された廃村に宿泊し、家庭や学校等日常では体験できない生活体験や自然体験を通じて、豊かな人間性や時代を生き抜く力を育む機会を子どもたちに提供する事業でございます。本年度は7月29日から31日までの2泊3日で実施する予定となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見)

**○井上委員** 2番の青少年交流事業「チャレンジアンドトライ」の対象者について、各地区の子ども会の代表児童各地区男女1名ずつ、計26名となっております。子ども会は今、活動休止しているところもありますが、子ども会が活動している地区は今どのぐらいあるか、また、計26名はどのような数なのかという点を伺います。

**○青少年課長**

各地区というのは、子ども会は現在13学区、46単位自治会が活動しております。この学区ごとに男女1名ずつで26名となっております。

**○益田委員** 1番の指導者養成研修事業についてですが、参加人数の見込みを伺いたいです。

**○青少年課長** 指導者養成研修でございますが、それぞれの講座ごとに募集時期を設定しております。定員を30名としております。1回目はキャンプの基礎編ということで5月20日に開催しておりますが、そちらの参加者は13名となっております。随時募集をしているということでございます。

(その他質疑・意見等なし)

**○柳下教育長** 以上で、青少年課が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(関係者以外退席)

---

(5) 報告事項(2) 電子図書館と学習用端末等を活用した読書活動の推進について

(図書館)

**○図書館長** それでは、電子図書館と学習用端末等を活用した読書活動の推進について報告させていただきます。資料2を御覧ください。

「1 目的」ですが、学校と図書館の連携のもと、学習用端末を活用した電子図書館の利用環境を整え、児童生徒の読書活動を推進するものでございます。

「2 事業概要」ですが、本市では令和4年10月から電子書籍の貸出しができる電子図書館事業を開始していますが、今年度は児童生徒に配付されている学習用端末などから電子図

書館にアクセスし、朝読書や調べ学習などに電子書籍を活用できる環境を整えるものでございます。

電子図書館は、インターネットに接続した端末から、電子書籍の検索、貸出し、返却ができるもので、音声読み上げ機能など、児童生徒の実情に応じて利用することができるものと考えています。電子図書館へのアクセスには、利用者IDとパスワードが必要になりますが、全児童生徒に配付されている学習用端末と同一の利用者IDとパスワードを電子図書館用にも活用することで、児童生徒が利用しやすいようにいたします。

次に「3 利用開始予定時期」でございますが、令和5年7月の夏休み前からを予定しております。

導入スケジュールといたしましては、校長会等の事業説明を経て、5月下旬に教職員用の利用者IDとパスワードを設定し、6月上旬に、動画配信による教職員向け操作説明会を行います。その上で、全児童用の利用者IDとパスワードを電子図書館システムに設定いたします。6月中旬以降、担任教諭等による児童生徒への操作説明を実施していただき、7月中旬の夏休み前から、電子書籍の利用ができるように進めてまいります。

続きまして、「4 利用方法」になりますが、一般の利用者と同様に、児童生徒が「小田原市電子図書館」のサイトにアクセスし、利用者IDとパスワードを入力してログインし、電子書籍の検索、貸出し等を行うものでございます。

「5 貸出冊数と期間」ですが、一度に貸し出せる冊数は3冊で、貸出期間は、2週間以内でございます。

コメ印でございますが、電子書籍は、紙の書籍と同様に、誰かが借りていると、ほかの人が借りることはできません。このため、今回の児童生徒の利用開始に合わせて、同時に複数利用が可能な子ども向け電子図書の読み放題コンテンツを導入してまいります。

「6 導入にあたり学校への依頼事項」は、ただいまの内容も含め、学校に依頼する事項を列記しております。

説明は以上になります。

(質疑・意見)

**○井上委員** この電子書籍の貸出しは、一般利用者との違いはありますか。

**○図書館長** 一般利用の方に使っていただいているシステムをそのまま子どもにも開放するものです。一般の方向けに導入した本も同時に利用することが可能となります。

(その他質疑・意見等なし)

---

(6) 日程第1 議案第21号 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて

(生涯学習課)

**○生涯学習課長** それでは、私から御説明申し上げます。議案書をおめぐりいただき、資料を御覧ください。

小田原市社会教育委員につきましては、小田原市社会教育委員条例第2条の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から選出することとなっております。

現在、小田原市社会教育委員は、令和4年8月1日から令和6年7月31日までの2年の任期で、継続中ですが、この度、学校教育関係者として委嘱しておりました城山中学校校長の中島正視様、富水小学校校長の高橋大明様、社会教育関係者として委嘱しておりました井上久美様、家庭教育の向上に資する活動を行う者として委嘱しておりました神奈川県小田原児童相談所子ども支援課長の山岸直子様を委員を退かれました。

その後任として、今回、小田原市校長会から泉中学校校長の小田中大直様と前羽小学校校長の加藤 まゆみ様、小田原市PTA連絡協議会から幹事の中澤純子様、神奈川県小田原児童相談所から所長の岩崎美一様を御推薦いただきましたが、小田原市社会教育委員として適任と思われるので、委嘱いたしたく提案するものです。

以上で、提案説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

(7) 日程第2 議案第22号 小田原市文化財保護委員会委員の委嘱について

(文化財課)

**○文化財課長** それでは、私から御説明申し上げます。お手元の資料「小田原市文化財保護委員会委員候補者名簿」を御覧ください。

文化財保護委員会規則により委員任期は2年と定められており、令和5年5月31日をもちまして任期が満了いたしますことから、次期委員の委嘱について御審議いただくものです。

複数の委員から、御高齢等の理由により辞任したい旨の意向を伺っていたこともあり、この機会に一定の年齢の方には後任の方を選出し、それ以外の方には引き続き委員をお願いしたいと考えております。

名簿に記載の10名のうち、半数に当たる6人目以降の方が新任となり、女性委員は3名から4名に増えました。いずれも、文化財に関する学識経験を持ち、歴史ある本市の文化財行政に深く関わっていただくにふさわしい方で、文化財保護委員会の委員として適任と思われるので、委嘱いたしたく提案するものでございます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

(8) 日程第3 議案第23号 小田原市図書館協議会委員の一部任命替えについて

(図書館)

○**図書館長** それでは、私から御説明を申し上げます。議案書をおめくりいただき、委員候補者名簿を御覧ください。

図書館協議会は、図書館法の規定に基づき設置されており、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とされております。また、同法及び小田原市図書館条例の規定により図書館協議会委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命するとされております。

今期の図書館協議会では、学校教育の関係者として、加藤佳代氏を任命しておりましたが、小田原市学校図書館協議会の会長交代に伴いまして、委員を退かれることになりましたので、一部任命替えを提案させていただくものでございます。

この度の候補者である、藤本明美氏は、小田原市立町田小学校長であるとともに、加藤前委員の後任として小田原市学校図書館協議会の会長を務められております。

また、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、松本尚子氏を任命しておりましたが、小田原市PTA連絡協議会の役員交代に伴いまして、委員を退かれることになりましたので、一部任命替えを提案させていただくものでございます。この度の候補者である、植田裕希江氏は、松本委員と同様に小田原市PTA連絡協議会から御推薦いただいたもので、適任と考えるものでございます。

なお、図書館協議会委員の任期につきましては、小田原市図書館条例の規定により、2年と定められておりますが、藤本氏、植田氏の任期は前任者の残任期間である令和6年9月30日までとなります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

(9) 日程第4 報告第1号 事務の臨時代理の報告（令和5年度小田原市一般会計補正予算）について (教育部・文化部)

○**教育部副部長** 市議会6月定例会に提出する補正予算について、市長から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、議会に提出することについて同意する旨、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものです。

私からは、教育部所管分について御説明しますので、議案書をおめくりいただき、資料1ページ「令和5年度小田原市一般会計補正予算概要」を御覧ください。

上段の歳入については、関連する歳出で御説明します。

はじめに、歳出の1段目、(項)教育総務費(目)事務局費「図書購入費」につきましては、歳入の事務局費寄附金として、外国人の児童生徒の日本語指導に資する図書等の購入に役立ててほしいとの趣旨で、篠原孝様から、10万円の御寄附をいただきました。これを財源に、図書購入費を計上したものでございます。

次に歳出の2段目(項)教育総務費(目)学校給食共同調理場費及び3段目(項)小学校費(目)学校管理費のうち「給食調理場設備改修事業費」につきましては、資料4ページ「共同調理場・小学校給食調理場設備改修事業費について」を御覧ください。

はじめに、「1 事業概要」でございますが、令和4年度3月補正予算で計上し、繰越明許をした豊川学校給食共同調理場及び芦子小学校の給食調理場の空調設備設置工事のうち、室内の空気調和をより効果的にするための換気風量を制御する給排気設備の改修について、設備の納期が大幅に遅れるため令和5年度中に完了しないことが判明いたしました。そのため、繰越明許をした予算では空調設備新設のみ実施し、給排気設備の改修については新たに令和5年度及び6年度で継続費を設定し、2か年で実施するものでございます。

次に、「2 予算額」、「3 スケジュール」につきましては、記載のとおりでございます。資料1ページにお戻りください。

歳出の3段目(項)小学校費(目)学校管理費のうち「学校図書購入費」及び4段目(項)中学校費(目)学校管理費「学校図書購入費」につきましては、学校図書の充実に役立ててほしいとの趣旨で、酒匂中学校第19回(昭和41年)卒業同期会から22万6千196円を、また、匿名の方2名から令和5年2月に、40万円及び10万円をそれぞれ御寄附いただきました。これを財源に、学校図書購入費を計上したものです。

資料2ページを御覧ください。

中段の「継続費補正」のうち、追加の「共同調理場設備改修事業」及び「給食調理場設備改修事業」につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

変更の「学校給食センター整備事業」につきましては、資料8ページ「学校給食センター整備事業について」を御覧ください。

はじめに、「1 経緯」でございますが、現在、プロポーザルにより選定された整備事業者が、令和4年3月から設計業務を進めているところでございますが、世界的な資材不足と物価高騰等による建設工事費の増加及び特定資材の納期に遅れが生じていることから、当初提案の事業費及び工期での実施が困難であるとの申し入れがありました。そのため、市で内容を精査し、建設工事等について、継続費を変更し、所要の経費を増額するとともに、事業スケジュールを変更するものでございます。

次に、「2 継続費の変更」でございますが、表に記載のとおり、令和6年度の年割額及び財源を増額するものでございます。網掛けが変更部分となります。

次に、「3 事業スケジュールの変更」につきましては、工事費増額に伴い契約が半月程度遅れること、基礎杭の納期が当初予定の2か月から5か月に延びること、開業準備に夏季休業を活用できないため1か月長い期間を要することから、新センターでの給食提供の開始時期を令和6年9月から令和7年4月に変更するものでございます。

資料3ページを御覧ください。

繰越明許費補正の1つ目、「中学校給食調理施設・設備整備事業」につきましては、城北中学校の給食用小荷物昇降機を更新するものですが、部品の納期が大幅に遅れるため、その執行が年度内に完了しない見込みでありますことから、所要額を翌年度に繰り越すものでございます。

以上で、教育部所管の説明を終わらせていただきます。

○文化部副部長 引き続き、私からは、文化部所管分について、御説明申し上げます。

なお、歳入につきましては、歳出との関連でありますので、歳出のところ併せて御説明します。

それでは2ページをお開きください。1段目の(目)文化財保護費 文化財の保存・活用の指定文化財等保存管理事業の「地域計画策定支援委託料」について御説明申し上げます。資料5ページの「指定文化財等保存管理事業(地域計画策定支援)について」を併せて御覧ください。

この事業は、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用の促進を図るため、文化財保存活用地域計画を策定するものであります。

事業費につきましては、国の「文化芸術振興費補助金」を財源に計上したものでございます。

次に、(目)図書館費 歴史まちづくりの推進の小田原文学館管理運営事業の「小田原文学館庭園等整備設計事業費」について御説明申し上げます。

資料6ページの「小田原文学館管理運営事業について(小田原文学館庭園等整備設計事業費)」を併せて御覧ください。

この事業は、国登録有形文化財及び歴史的風致形成建造物に指定されている小田原文学館にふさわしい庭園を形成するため、庭園等整備実施設計を行うものであります。

なお、事業完了が令和6年度になることが見込まれますことから、継続費を設定しております。

事業費につきましては、国の「社会資本整備総合交付金」を財源に計上したものでございます。

3ページをお開きください。

次に、繰越明許費補正予算の「尊徳記念館管理運営事業」について御説明いたします。

この事業は、尊徳記念館建設時に設置した油圧式エレベーターをロープ式エレベーターに更新するものです。部品調達の遅延等により年度内の完了が見込めないため、繰越明許費としたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

---

○柳下教育長 以上で、文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(関係者以外退席)



---

(10) 報告事項(3) 新しい学校づくり検討委員会中間報告等について (教育総務課)

**○教育総務課長** それでは、私から御説明申し上げます。お手元の資料3「新しい学校づくり検討委員会 中間報告等について」を御覧ください。

「1 概要」ですが、令和4年4月から、「新しい学校づくり検討委員会」を設置し、学校を取り巻く現状と課題を踏まえ、子供たちの未来にとって望ましい教育環境の基本的な考え方を示す「新しい学校づくり推進基本方針」の検討・策定作業を開始しました。令和4年度は、計6回の委員会を開催しましたが、その検討経過と概要を「中間報告」として取りまとめて、公表するとともに、保護者、教職員、地域関係者を対象としたアンケートの報告書についても、併せて公表するものでございます。

本日は、中間報告とアンケート報告書の概要版について、御説明いたします。

「2 中間報告について」でございますが、記載のⅠからⅤについて、検討内容をまとめております。

主な内容について御説明いたしますので、別添の「小田原市新しい学校づくり検討委員会中間報告」を御覧ください。

1 ページを御覧ください。「Ⅰ 新しい学校づくり推進基本方針とは」として、基本方針策定の目的と検討経過、またアンケートの概要についてまとめております。基本方針は、学校を取り巻く現状と課題や、本市の学校教育の目指す姿を踏まえ、子供たちの未来にとって望ましい教育環境の基本的な考え方を示すことを目的としており、「10年後の新しい学校のイメージ」を示すものとしております。検討にあたっては、第1回検討委員会での各委員からの意見を踏まえ、「10年後の新しい学校」を描くための論点を大きく7つにまとめ、テーマごとに議論を行ってきました。アンケートにつきましては、後ほど報告書の概要版にて、改めて御説明いたします。

2 ページを御覧ください。「Ⅱ 学校を取り巻く現状と課題（背景）」として、「新しい学校」を考えるに当たり、検討委員会として把握しておく必要がある内容について、「学校施設の現状」、「児童生徒数の動向等」、「学校運営に要する経費」について、ポイントをまとめております。

3 ページを御覧ください。「Ⅲ 小田原市が目指す教育の姿を体現する『新しい学校』」として、本市が目指す教育の姿と、それを体現する「新しい学校」はどのようなものか、についてまとめております。

昨年度、本市の教育や理念を掲げた「第2期 小田原市教育大綱」と、それらを実行するための手法や方策を示した「第4期 小田原市教育振興基本計画」を一体的に策定いたしました。これまでの大綱及び計画との大きな違いとして、これまでは、学校教育を主な対象としておりましたが、新たな大綱及び計画では、これからの人生100年時代をより豊かに生きていけるよう、それぞれの存在を認め合い、可能性を最大限に発揮しながら、幸せな社会を共に創っていく「社会力」を、生涯に渡る学びを通して育てていくことを掲げております。

豊かな自然環境や文化・産業に加え、多様な関わり合いの中で培われた「ひとの力」など、小田原ならではの多様な地域資源を最大限に生かし、子供も大人も「社会力」を育てていくこと、これが、小田原市が目指す教育の姿であると考えております。

こうした、小田原市が目指す教育の姿を体現する場として、10年後を目途に具現化することを目指しているのが「新しい学校」でございます。

「新しい学校」は、これまでの学校という場を、生涯にわたる「みんなの学びの場」に再構築し、共に学び、育つことができ、自分たちの幸せな社会を共に創っていく「社会力」を育む空間としていきます。地域資源を生かした学びのフィールドは、学校だけにとどまることなく、地域全体に拡張していくことを目指します。

また、急激に変化する社会の中で、全ての子供たちの可能性を引き出す学びを支え、育む場として、柔軟で創造的な学習・生活空間も提供してまいります。

「新しい学校」は、地域における学びの拠点として、これまでの学校運営以上に、持続可能な運営や仕組みを持たせた施設となることが想定されます。そのため、実現に向けたプロセスでは、地域の方に広くご参加いただきながら、地域ごとの「新しい学校」を考える機会を丁寧な設け、幅広く議論し、より良い「新しい学校」をつくっていくことが重要となると考えております。

4 ページを御覧ください。IVとして、先ほど御説明した、新しい学校を描くための7つの論点と、それぞれの検討委員会での主な意見をまとめております。

論点1「教育環境の規模」につきましては、1学年あたりの学級数が少ない小規模校の場合、子供たちの人間関係が深まりやすいなどの良い面がある一方、教職員の配置人数が少なくなるため、校務負担が大きくなる、部活動の維持が難しくなるといった課題もあるといったご意見がありました。意見交換を踏まえ、委員会における「望ましい学校規模」についてもまとめたところがございます。また、学年を越えた交流や地域・民間との連携など、多様なコミュニケーションの重要性についても議論されました。

論点2「それぞれの居場所」につきましては、子供たち、教職員、地域の方などの学校における「居場所」はどのようなものが考えられるか、を中心に意見交換が行われ、さらに、これらを利用する際の管理やセキュリティの課題等についても議論されました。

論点3及び4については、地域と学校との関わりという大きなテーマとして、一体での議論となりました。委員会では、小規模特認校である片浦小学校の取組みをご紹介いただき、コロナ禍での教育活動の現状や、地域の担い手不足といった課題についてもお話しいただきました。また、新しい学校づくりと合わせて、地域の他の公共施設との複合化についても考えていく必要がある、といった意見がありました。

論点5は、小田原市のICT活用教育の現状を踏まえた学習空間のあり方などについて意見交換を行いました。また、論点6では教育環境のマネジメントとして、今後の予算計画を考えていくことの重要性などを、論点7では学校選択制の導入可能性などについて議論を行いました。いずれも、こちらでお示した意見はごく一部で、委員の皆様それぞれの知見から、多くの多様な意見が出されました。

5ページを御覧ください。V「10年後の新しい学校」のイメージとして、検討委員会の中で出た意見等をもとに、新しい学校の様子や、新しい学校の中でどのような活動が行われているか、というのをいくつかの具体的な光景としてまとめ、それらをイラストとともにお示ししたものになります。これらは一部の象徴的なものを抜粋したものであり、また、今年度の検討委員会での議論も踏まえ、実際の学校がどのようなようになるかなど、詳細は今後整理・検討し、基本方針本編の中でお示ししていくこととなります。

資料3にお戻りください。「3 アンケート報告書（概要版）について」でございますが、(1)実施概要のとおり、実施した結果について、主な設問の回答・意見とその分析をまとめたものとして作成したものでございます。

主な内容について御説明いたしますので、別添の「小田原市立小・中学校の教育環境に関するアンケート報告書（概要版）」を御覧ください。

1ページを御覧ください。実施概要の詳細についてまとめております。保護者、教職員、地域関係者のそれぞれの配布数、回収数及び回収率については、中段の表のとおりとなっております。

2ページ・3ページを御覧ください。「これからの学校教育で重視してほしいこと」について、選択式の回答分析と、主な自由意見についてまとめております。自由意見については、キーワードの出現頻度や単語間のつながりで傾向を分析する「テキストマイニング」等を活用した分析を行い、その概要をまとめております。

主な設問等を御説明いたします。

7ページを御覧ください。1学年あたりの望ましい学級数とその理由について、選択式の回答分析をまとめております。

11ページ・12ページを御覧ください。これからの学校施設に期待する機能について、選択式の回答分析と、主な自由意見についてまとめております。

13ページ・14ページを御覧ください。現在の学校施設の評価について、選択式の回答分析と、主な自由意見についてまとめております。

17ページ以降は、本事業に対する御意見のうち、主な意見についてまとめております。

今回のアンケートでは、選択式の回答も含め、ほとんどの設問に自由意見を記述する欄を設けました。そのため、多くの御意見をいただくことができました。各設問の検証・分析に加え、これらの御意見についても、今後の検討に最大限役立ててまいりたいと考えております。

資料3にお戻りください。「4 今後のスケジュール（案）」でございますが、現在、検討委員会では、基本方針（素案）の検討を進めております。素案については、7月の総合教育委員会においてお示しし、御協議いただく予定でございます。その後、素案を確定させた後、9月にパブリックコメントを予定しております。その後、それらの結果を反映させ、10月頃に検討委員会から教育委員会への答申を行い、11月に教育委員会において基本方針を確定、公表いたします。策定した基本方針につきましては、12月の本委員会において報告する予定です。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

---

(11) 報告事項(4) 学校運営協議会委員の任命について

**○教育総務課長** それでは、御説明いたします。資料4を御覧ください。

学校運営協議会につきましては、教育委員会の所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として設置されるもので、その委員につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5第2項の規定に基づき、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等の中から、教育委員会が任命することとされております。

また、同条第3項の規定により、対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができることとされており、各学校長から推薦を受けて任命することとしております。

この度、市立小学校25校及び中学校7校の各学校長から、資料に記載の383名について推薦を受けましたので、令和5年4月1日付けで委員を委嘱したものでございます。

今年度は新たに、白山中学校、鴨宮中学校及び城北中学校に学校運営協議会が設置されます。なお、学校運営協議会の委員の任免につきましては、平成31年4月1日以降、教育委員会の議決事項ではなく、教育長の専決事項としておりますが、これまでもたびたび委員の人選等について定例会や事務の点検・評価の場等で御意見をいただいておりますことから、報告事項とさせていただくものでございます。

説明は、以上でございます。

**○益田委員** 学校運営協議会ですが、やっぱり各地域の団体の長のお名前が多く、評議員とあまり変わっていない印象があります。先ほど説明がありました新しい学校づくりを地域の中で進めていくときに、学校運営協議会は中心になって話し合う会議体となると思いますので、この「新しい学校づくり」が本格的に始まる前には各地域でそれぞれ作っていく学校の形が変わってくると思いますので、その地域ごとの特色を生かせるような委員を発掘するなり、誰か頼むなりする努力をしていった方が良いと思います。

(その他質疑・意見等なし)

---

## 8 教育長閉会宣言

令和5年6月29日

教 育 長

署名委員（益田委員）

署名委員（井上委員）